

ふじみ野市告示第333号

ふじみ野市本庁舎駐車場運営事業について、公募型プロポーザル方式により受託者を公募するので、下記のとおり公告する。

令和7年10月14日

ふじみ野市長 高 畑

博



記

1 業務概要

(1) 業務名 ふじみ野市本庁舎駐車場運営事業

(2) 業務内容

ア 有料時間貸駐車場運営事業

イ カーシェアリング運営事業

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和14年3月31日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 形態が単体企業であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) プロポーザル参加申込書等の提出期限の日から随意契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(4) プロポーザル参加申込書等の提出期限の日から随意契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(6) 次の書類を提出できる者であること。

ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可）

イ 営業経歴書（様式第5号）

ウ 委任状（様式第6号。対象業務において代理人を置く場合に限る。）

エ 財務諸表（直近1事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）

オ 市税に未納のないことの証明書（ふじみ野市内に事業所（本社、支社、

支店、営業所等)がある場合) (写し可)

カ 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書(写し)

※ア、オ及びカについては、発行後3か月以内のものに限る。

※ふじみ野市有資格者名簿(令和7年度)に「業種:一般業務・物品」で登録されている者は、ア、イ及びウの提出を省略できるものとする。

(7) 告示の日から過去3年間に国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体が発注する本業務と同種又は類似の業務の受託実績があること。この場合の受託実績については、ふじみ野市と契約権限を有する者以外の本支店等の完成実績を含めるものとする。

(8) 国税及び地方税の滞納がない事業者であること。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員でない事業者であること。

(10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく事業者及び構成員でないこと。

3 プロポーザル提案書の提出者を選定するための基準

(1) 告示の日から過去3年間に国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体が発注する本事業と同種又は類似の事業実績

(2) 運営能力

4 プロポーザル提案書の評価基準

業務実施方針及び手法

要求水準書(仕様書)の理解度、実施方針の妥当性及び実施手法の妥当性

5 手続等

(1) 担当部局

〒356-8501

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市 総務部資産管理課資産管理係

電話番号 049-261-2611(代表)

内線 605

049-262-9050(直通)

ファックス番号 049-266-6245

(2) 要求水準書等の交付について

ア 交付期間 令和7年10月14日(火)から同年11月6日(木)まで

イ 場所 ふじみ野市ホームページ

ウ 方法 ホームページ上にて公開

(3) 参加申込書等の受領について

ア 受領期限 令和7年11月6日(木)午後5時

イ 提出場所 総務部資産管理課資産管理係

ウ 提出方法 持参

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金
免除する。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 関連情報を入手するための照会窓口
5 (1)に同じ

(5) 入札参加資格者の追加登録

「2 参加資格」について、業務の内容、性質等により、当該業務を履行することが可能な登録業者がない場合又は市長がやむを得ないと認める場合は、「2 参加資格」に規定する者に加え、登録業者と同等の要件を満たしていると認められる者を充てることができるものとする。

(6) 詳細説明

本プロポーザルに係る詳細な説明は、本業務に係るプロポーザル実施要領等にて確認すること。